

中華人民共和国国務院令

第 539 号

『中華人民共和国消費税暫定条例』は、既に 2008 年 11 月 5 日国務院第 34 回常務委員会会議にて改正採択され、ここに改正後の『中華人民共和国消費税暫定条例』を公布し、2009 年 1 月 1 日より施行する。

総理 温家宝

2008 年 11 月 10 日

消費税暫定施行条例

(1993 年 12 月 13 日中華人民共和国国務院令第 135 号で公布、
2008 年 11 月 5 日国務院第 34 回常務委員会会議にて改正採択)

第1条 中華人民共和国国内において本条例に定める消費物品を生産・委託加工及び輸入する事業者及び個人、並びに国務院が確定する本条例に規定する消費物品を販売するその他事業者及び個人は、消費税の納税義務者とし、本条例に従い消費税を納付しなければならない。

第2条 消費税にかかる税目及び税率は、本条例に添付されている「消費税税目税率表」により執行する。

消費税にかかる税目及び税率の調整は、国務院により定める。

第3条 納税者は、税率が異なる消費税課税の消費物品(以下「課税消費物品」という)を兼営する場合、それぞれ異なる税率にかかる課税消費物品の販売額、販売数量を計算しなければならない。販売額、販売数量をそれぞれ計算していない場合、又は異なる税率の課税消費物品を組み合わせ消費物品セットとして販売している場合、高い方の税率を適用する。

第4条 納税者が生産する課税消費物品は、納税者がこれを販売するときに課税される。納税者が自ら生産し自ら消費する課税消費物品について、課税消費物品の連続生産に使用する場合、課税されない。その他の用途に使用する場合、移送するときに課税される。

委託加工される課税消費物品は、受託者が個人である場合を除き、受託者が委託者に納品するときに、税額を代理徴収して代理納付する。委託加工にかかる課税消費物品を、委託者が課税消費物品の連続生産に使用する場合、規定により課税額を控除される。

輸入の課税消費物品は、通関のときに課税される。

第5条 消費税は、従価定率法、従量定額法又は従価定率法と従量定額法の複合課税法（以下「複合課税法」という）により納税すべき額を計算する。納税額の計算公式は、以下のとおりである。

従価定率法により計算する納税すべき額 = 販売金額 × 税率

従量定額法により計算する納税すべき額 = 販売数量 × 定額税率

複合課税法により計算する納税すべき額 = 販売金額 × 税率 + 販売数量 × 定額税率

納税者が販売する課税消費物品は、人民幣により販売金額を計算する。納税者が外貨で販売金額にかかる決算をする場合、人民元に換算して計算しなければならない。

第6条 販売金額は、納税者が課税消費物品を販売し、購入者から受取るすべての代金及び価格以外の費用とする。

第7条 納税者が自ら生産し自ら消費する課税消費物品について、納税者が生産する同種類の消費物品の販売価格に従い計算して納税する。同種類の消費物品の販売価格がない場合、構成課税価格に従い計算して納税する。

従価定率法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下の

とおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{原価} + \text{利益}) \div (1 - \text{比例税率})$$

複合課税法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{原価} + \text{利益} + \text{自ら生産し自ら消費する数量} \times \text{定額税率}) \div (1 - \text{比例税率})$$

第8条 委託加工する課税消費物品は、受託者の同種類の消費物品の販売価格に従い計算して納税する。同種類の消費物品の販売価格がない場合、構成課税価格に従い計算して納税する。

従価定率法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{材料原価} + \text{加工費}) \div (1 - \text{比例税率})$$

複合課税法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{材料原価} + \text{加工費} + \text{委託加工数量} \times \text{定額税率}) \div (1 - \text{比例税率})$$

第9条 輸入の課税消費物品は、構成課税価格に従い計算して納税する。

従価定率法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{関税完納価格} + \text{関税}) \div (1 - \text{消費税比例税率})$$

複合課税法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{関税完納価格} + \text{関税} + \text{輸入数量} \times \text{消費税定額税率}) \div (1 - \text{消費税比例税率})$$

第10条 納税者の課税消費物品の課税価格が著しく低く、かつ正当な理由がない場合、主管税務機関がその課税価格を確定する。

第11条 納税者が課税消費物品を輸出する場合、消費税の徴収を免除する。但し、国務院が別段定める場合を除く。輸出課税消費物品の免税の方法は、国務院財政、税務主管部門がこれを定める。

第12条 消費税は税務機関が徴収する。輸入にかかる課税消費物品の消費税は税関が代理徴収する。

個人の携帯又は郵送により入国する課税消費物品の消費税は、関税と併せて計算して徴収する。具体的な方法は、国務院関税税則委員会が関係部門と共同して制定する。

第13条 納税者が販売する課税消費物品及び自ら生産し自ら消費する課税消費物品は、国務院財政、税務主管部門が別段定める場合を除き、納税者の機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。

委託加工にかかる課税消費物品は、受託者が個人である場合を除き、受託者より機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し消費税税額を納付する。

輸入にかかる課税消費物品は、通関地の税関に納税を申告しなければならない。

第14条 消費税の課税期間は、1日間、3日間、5日間、10日間、15日間、1ヶ月又は1四半期とする。納税者の具体的な課税期間は、主管税務機関が納税者の納税金額に基づきそれぞれ定める。固定の期間に従い納税できない場合、回数に応じ納税することができる。

納税者は、1ヶ月又は1四半期を1つの課税期間とする場合、期間が満了する日より15日以内に納税を申告する。1日間、3日間、5日間、10日間又は15日間を1つの課税期間とする場合、期間が満了する日より5日以内に予納し、翌月の1日から15日以内に納税を申告し、かつ前月の納税すべき額を精算する。

第15条 納税者は、課税消費物品を輸入する場合、税関が税関輸入消費税専用納付証書を発行した日より 15 日以内に税額を納付しなければならない。

第16条 消費税の徴収管理は、『中華人民共和国税収徴収管理法』及び本条例の関連規定により執行する。

第17条 本条例は、2009年1月1日より施行する。

付属文書

消費税税目税率表

税 目	税 率
一、タバコ	
1.巻きたばこ	
(1) 甲類巻きたばこ	45% + 0.003 元/本
(2) 乙類巻きたばこ	30% + 0.003 元/本
2.葉巻タバコ	25%
3.葉タバコ	30%
二、酒及びアルコール	
1.白酒	20% + 0.5 元/500 グラム
2.黄酒	(又は500ミリリットル)
3.ビール	240 元/トン
(1) 甲類ビール	250 元/トン
(2) 乙類ビール	220 元/トン
4.その他の酒	10%
5.アルコール	5%
三、化粧品	30%
四、高級アクセサリ及び宝石類	
1.金銀アクセサリ、プラチナアクセサリ、 ダイヤモンド及びダイヤモンド装飾品	5%
2.その他高級アクセサリ及び宝石類	10%
五、爆竹、花火	15%
六、精製石油	
1.ガソリン	
(1) 有鉛ガソリン	0.28 元/リットル
(2) 無鉛ガソリン	0.20 元/リットル
2.ディーゼル	0.10 元/リットル
3.航空ガソリン	0.10 元/リットル
4.ナフサ	0.20 元/リットル
5.溶剤油	0.20 元/リットル
6.潤滑油	0.20 元/リットル
7.燃料油	0.10 元/リットル
七、自動車タイヤ	3%

八、オートバイ	
1.シリンダー容量（排気量、以下同じ）が 250 ミリリットル（250 ミリリットルを含む）以下のもの	3%
2.シリンダー容量が 250 ミリリットル以上のもの	10%
九、小型自動車	
1.乗用車	
（1）シリンダー容量（排気量、以下同じ）が 1.0 リットル（1.0 リットルを含む）以下のもの	1%
（2）シリンダー容量が 1.0 リットル以上 1.5 リットル（1.5 リットルを含む）までのもの	3%
（3）シリンダー容量が 1.5 リットル以上 2.0 リットル（2.0 リットルを含む）までのもの	5%
（4）シリンダー容量が 2.0 リットル以上 2.5 リットル（2.5 リットルを含む）までのもの	9%
（5）シリンダー容量が 2.5 リットル以上 3.0 リットル（3.0 リットルを含む）までのもの	12%
（6）シリンダー容量が 3.0 リットル以上 4.0 リットル（4.0 リットルを含む）までのもの	25%
（7）シリンダー容量が 4.0 リットル以上のもの	40%
2.中軽量型商用乗用車両	5%
十、ゴルフ及び用具	10%
十一、高級腕時計	20%
十二、遊覧船	10%
十三、木製使い捨て箸	5%
十四、フローリング	5%



この事業は、競輪の補助金を受けて実施するものです。

<http://ringring-keirin.jp>

